

作成日 2015年9月1日

改訂日 2020年4月1日

## 安全データシート（混合物用）

### 1. 製品および会社情報

製品名 彩専用洗浄剤  
会社名 ヤブ原産業株式会社  
住 所 〒334-0054 埼玉県川口市安行北谷 546  
担当部署 販売営業部  
作成者 技術部  
電話番号 048-297-4111 FAX番号 048-290-1198  
緊急連絡先 048-297-4111  
推奨用途及び使用上の制限 塗料希釈、洗浄用途  
整理番号 250100

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分2
健康に対する有害性	急性毒性 吸入：蒸気	区分4
	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2
	発がん性	区分2
	生殖毒性	区分1A
	特定標的臓器／全身毒性（単回ばく露）	区分1（中枢神経系、呼吸器、腎臓、肝臓）
	特定標的臓器／全身毒性（反復ばく露）	区分3（麻酔作用） 区分1（神経系、呼吸器） 区分2（中枢神経系、肝臓、腎臓）
環境に対する有害性	吸引性呼吸器有害性	区分1
	水生環境有害性（急性）	区分1
	水生環境有害性（慢性）	区分2

\*上記で記載がない危険有害性は、区分外、分類対象外か分類できない。

#### ラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険  
引火性の高い液体および蒸気  
吸入すると有害  
皮膚刺激  
強い眼刺激  
発がんのおそれの疑い  
生殖能力または胎児への悪影響のおそれ  
臓器の障害（中枢神経系、呼吸器、腎臓、肝臓）  
眠気やめまいのおそれ  
長期または反復曝露による臓器の障害（呼吸器、神経系、中枢神経系、肝臓、腎臓）

## 注意書

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

水生生物に非常に強い毒性

長期継続的影響により水生生物に毒性

### 【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。

容器を接地すること／アースをとること。

熱／火花／裸火／高温体などのような着火源から遠ざけること。－禁煙。

防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。

火花を発生しない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

適切な保護手袋／保護眼鏡／保護マスク／保護面／保護衣を着用すること。

取扱い後は手洗いおよびうがいを十分に行うこと。

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

### 【応急措置】

火災の場合には、消火に炭酸ガス、泡、粉末消火剤、防災砂を使用すること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。

飲み込んだ場合：安静にしてただちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。

暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。

漏出物を回収すること。

### 【保管】

涼しい所／換気の良い場所で、施錠して保管すること。

### 【廃棄】

内容物／容器を都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分 : 混合物

化学名または一般名 : シンナー

物質の特定 成分および含有量

物質名	CAS No.	含有量 (%)	備考
キシレン	1330-20-7	40～50	PRTR1種
エチルベンゼン	100-41-4	50～60	PRTR1種
トルエン	108-88-3	5～10	PRTR1種

※) 代表値であり、規格値ではありません。

### 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かくして安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 付着物を布にて素早く拭き取る。  
直ちに、全ての汚染された衣類をとりのぞくこと。  
大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。  
外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- 眼に入った場合 : 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
まぶたの裏まで完全に洗うこと。  
直ちに医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 : 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。  
嘔吐物がある場合、気道確保のため、うつぶせにするか、左側を下にして寝かせ、嘔吐物を飲み込ませないようにする。  
医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

### 5. 火災時の措置

- 消火剤 : 炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤 : 水（棒状水、高圧水）
- 特有の消火方法 : 可燃性のものを周囲からすばやく取り除く。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。  
関係者以外は安全な場所に退去させる。  
指定の消火剤を使用すること。  
高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。  
消火活動は風上より行う。
- 消火を行う者の保護 : 適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。

### 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置 : 作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。  
周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。  
付近の着火源・高温体および付近の可燃物をすばやく取り除く。  
着火した場合に備えて、適切な消化器を準備する。
- 環境に対する注意事項 封じ込めおよび浄化の : 河川への排出等により、環境への影響を起ささないように注意する。  
河川、配水管等への汚染が生じる場合には、関係機関に連絡する。

方法・機材 : すべての着火源を取り除くこと。  
 万一着火した場合に備え、適切な消火器を準備する。  
 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。  
 付着物、廃棄物等は、関係法規にもとづいて処置すること。  
 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。  
 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

技術的対策 : 換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。  
 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。  
 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。  
 工具は火花防止方のもを使用する。  
 使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水につけておく。  
 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。  
 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らないよう保護具を着用する。  
 取扱い後は手・顔等をよく洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。  
 取扱い時には、飲食または喫煙はしないこと。

注意事項 : 静電気対策のため、装置は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。

### 保管

技術的対策および保管条件 : 酸化剤との混在保管は禁止。  
 日光の直射を避ける。  
 通風のよいところに保管する。  
 火気、熱源から遠ざけて保管する。  
 盗難防止のために施錠保管する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 管理濃度、許容濃度

成分名	管理濃度	許容濃度 ACGIH (TWA)
キシレン	5 0 ppm	1 0 0 ppm
エチルベンゼン	2 0 ppm	2 0 ppm
トルエン	2 0 ppm	2 0 ppm

### 設備対策

: 取扱い設備は防爆型を使用する。  
 蒸気の発生源を密閉する設備、または局所排気装置を設ける。  
 取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明確に表示する。  
 「火気厳禁」、「関係者以外立入禁止」等の必要な標識を見やすい場所に掲示すること。  
 排気装置をつけて、蒸気が滞留しないようにする。  
 局所排気装置の正しい運転を維持するために、十分な容量の清浄化された空気を作業場に流入することに努める。  
 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。

取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。

屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にすること。

タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

#### 保護具

呼吸器用の保護具 : 有機ガス用防毒マスクを着用する。  
密閉された場所では送気マスク、空気呼吸器、酸素呼吸器、有機防毒マスクを適時選択する。

手の保護具 : 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

目の保護具 : 取扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護具 : 取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

その他 : 静電塗装を行う場合には、通電靴を着用する。  
作業中の喫煙はしないこと。飲食、喫煙前には手を洗うこと。

### 9. 物理的および化学的性質

状態 : 液体  
色 : 無色透明  
臭い : 溶剤臭  
初留点/沸点 :  $\geq 110^{\circ}\text{C}$   
引火点 :  $21.5^{\circ}\text{C}$   
比重(密度) :  $0.8659\text{ g/cm}^3$   
溶解度 : 水に不溶

### 10. 安定性および反応性

化学的安定性 : 通常取り扱い条件においては安定である。  
加熱により発火する。流動、攪拌などにより静電気が発生することがある。

危険有害反応可能性 : 強酸化剤と反応する。

避けるべき条件 : 加熱

混触危険物質 : 強酸化剤  
プラスチック、ゴムを侵す。

危険有害な分解生成物 : 加熱分解により、一酸化炭素、二酸化炭素、水を生じる。

### 11. 有害性情報

急性毒性

経口 : キシレン (LD<sub>50</sub> ラット : 3500mg/kg、区分外)  
エチルベンゼン (LD<sub>50</sub> ラット : 3500mg/kg、区分外)

経皮 : 分類できない

吸入 ガス : 分類対象外

蒸気 : エチルベンゼン (LC<sub>50</sub> ラット : 4000ppm、区分4)  
トルエン (LC<sub>50</sub> ラット : 3319~8800ppm/4hr、区分4)

粉塵、ミスト : 分類対象外

皮膚腐食性・刺激性 : キシレン (区分2)  
エチルベンゼン (区分3)  
トルエン (区分2)

眼に対する重篤な損傷・刺激性 : キシレン (区分2A)  
エチルベンゼン (区分2B)  
トルエン (区分2B)

呼吸器感作性または皮膚感作性 : 分類できない  
生殖細胞変異原性 : 区分外  
発がん性 : エチルベンゼン (区分 2)  
生殖毒性 : キシレン (区分 1 B)  
エチルベンゼン (区分 1 B)  
トルエン (区分 1 A、授乳に対するまたは授乳を介した影響: 追加区分)  
特定標的臓器・全身毒性-単回暴露 : キシレン {区分 1、臓器への障害 (中枢神経系、呼吸器、腎臓、肝臓)} (区分 3、麻酔作用)  
エチルベンゼン {区分 2、臓器への障害 (中枢神経系)} {区分 3、臓器への障害 (呼吸器)}  
トルエン {区分 1 (中枢神経系)、区分 3 (気道刺激性、麻酔作用)}  
特定標的臓器・全身毒性-反復暴露 : キシレン {区分 1、臓器への障害 (呼吸器、神経系)}  
トルエン {(区分 1 (中枢神経系、腎臓))  
吸引性呼吸器有毒性 : キシレン (区分 2)  
エチルベンゼン (区分 1)  
トルエン (区分 1)

## 1.2. 環境影響情報

急性毒性 : キシレン (9.6時間 L C<sub>50</sub>: 3.3 mg/l (ニジマス)、区分 2)  
エチルベンゼン (9.6時間 L C<sub>50</sub>: 0.4 mg/l (ブラウンシュリンプ)、区分 1)  
トルエン (4.8時間 E C<sub>50</sub>: 3.78 mg/l (甲殻類)、区分 2)  
慢性毒性 : キシレン (区分 2)  
トルエン (区分 3)

## 1.3. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約 (マニフェスト) をして処理をする。  
容器、機器等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。  
排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規にしたがって処理を行うか、委託をすること。  
廃塗料などを焼却処理する場合には、珪藻土などに吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。  
特別管理産業廃棄物 (廃油) に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

汚染容器および包装 : 使用残、容器等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

## 1.4. 輸送上の注意

### 共通

取り扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。  
容器に漏れないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

### 国内規定

指針番号 : 128  
陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。  
海上輸送 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。  
航空輸送 : 航空法に定めるところに従うこと。

## 国際規制

国連番号：1263

国連分類：クラス3（引火性液体）

容器等級：II

国連品名：塗料関連部（引火性）

## 15. 適用法令

消防法	: 危険物第4類第二石油類（非水溶性液体）危険等級III
労働安全衛生法	: 施行令別表第一危険物（引火性の物） 特定化学物質等障害予防規則第2類物質特別有機溶剤等、特別管理物質 （エチルベンゼン（塗装業務）） 第18条名称を表示すべき有害物（キシレン、エチルベンゼン、トルエン） 第57条の2名称を通知すべき有害物（キシレン、エチルベンゼン、トルエン） 有機溶剤中毒予防規則第二種有機溶剤
化学物質管理促進法	: 第1種指定化学物質
船舶安全法	: 危規則第3条危険物告示別表1（引火性液体類）
航空法	: 施工規則第194条危険物告示別表1（引火性液体）
海洋汚染防止法	: 容器による個品運送 海洋汚染物質（Y類）
廃棄物処理法	: 特別管理産業廃棄物（廃油）
悪臭法	: 第2条第1項（特定悪臭物質）

## 16. その他の情報

### 参考文献

- ・ GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック〔混合物（塗料用）〕（日本塗料工業会）
- ・ SDS用物質データベース（日本塗料工業会）
- ・ 溶剤ハンドブック
- ・ 化学商品（化学工業日報社）
- ・ N I T E（製品評価技術基盤機構）提供GHS分類結果DB

### 注意

本データシートは、作成または改訂時において、製品およびその組成に関する最新の情報（危険有害性情報・取扱い情報等）を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には予告なく追加・修正を行い改訂いたします。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特種な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行ってください。